

（令和3年度補正予算「アジアグリーン成長プロジェクト推進事業」）
「ASEAN各国における工業団地の脱炭素化促進事業」に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

昨今の世界的な脱炭素化の流れを受けて、ASEANに拠点を構える多くの製造業企業は、取引先や最終顧客、金融機関から早期の脱炭素化を要請されている。そのため、近年より多くの企業が事業戦略の一環でCN宣言を行うとともに、RE100などのCO2の排出量削減等を推進する国際イニシアティブに参画し、その脱炭素に向けた取組を積極的に検討・加速化しているところである。また、ASEANにおいて、製造業はグローバル市場への輸出を通じ経済成長を達成する主要な原動力であるため、経済成長と脱炭素の両立を図るアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想でも、ASEANの製造業を、各国が協力して脱炭素化していく重要性が謳われている¹。

需要側の取組の中でも、より多くの企業の脱炭素化を効率的に促進する観点から、工業団地の単位での脱炭素化を加速化することは非常に重要である。ASEANにおいて日経企業を含むグローバル企業が立地する工業団地も、立地企業の脱炭素意識の高まりを受けて、立地企業の脱炭素化をサポートするためにどのような取組を行うべきか、また、想定する工業団地の置かれた状況を踏まえ、どのようなことに取り組めるかを個別に模索している。そうした個別の取組から各種情報を収集・整理し、競争環境を歪めないことに留意しつつ可能な範囲で体系立てた上で、公共知として広く公開することは、工業団地の脱炭素化という新しい取組の関係者（工業団地運営事業者、入居企業、脱炭素技術提供者、政府関係者等）に共通認識を醸成し、個別案件の組成促進を通じた脱炭素化を加速化することが期待される。

そのため本事業では、カーボンニュートラル化（CN）した工業団地（CN工業団地）の検討に際しての視座及び備えるべき要素を抽出するとともに、CN工業団地を実現するための各種課題及びそうした課題を克服するために取り組むべき事項について調査・分析を行う。なお、そうした調査を実施するに際しては、ASEANにおいてモデルとなる工業団地を複数個所選定し、より精緻な分析を行うことを想定する。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（AMEICC事務局）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、（１）～（３）の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、実施に当たっては、AMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課とよく相談をした上で最終的な方針の決定を行う。

（１）CN工業団地を検討する上での視座・要素、各種課題についての整理

¹AZEC 首脳共同声明 パラグラフ7にて製造業の脱炭素化を通じた競争力強化の重要性について言及。なお、AZEC 首脳会合についての詳細については、経産省 HP

(<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231218004/20231218004.html>) を参照のこと。

工業団地の脱炭素化のためには、例えば、①省エネ・省資源などを通じたエネルギーの効率的利用、②多様な再エネの導入などを通じた電源の脱炭素化、③脱炭素燃料の導入を通じた熱需要の脱炭素化、など様々な脱炭素オプションだけでなく、その工業団地が置かれた環境、具体的には周辺の再エネ等のポテンシャルや、検討対象（既設 or 新規造成）なども考慮する必要がある。そのため、上述した視座・要素そのものに加えて、CN工業団地推進に際して生じる各種障壁（技術的・経済的・社会的な課題等）を、文献調査や、工業団地運営事業者（最低10社程度）などへのヒアリング等を通じ、整理する。

（２）ASEANでモデルとなる工業団地での具体的なケースの詳細分析

（１）で整理した項目をより深掘りを行うために、ASEANでモデルとなる工業団地を２から３か所選定し、運営する工業団地事業者などとの緊密な連携を通じて、立地企業等の脱炭素製品・サービスのニーズや、同製品・サービスの導入に際しての各種課題も含めた詳細なケース分析を行う。選定に際しては、ASEAN域内で日ASEAN協力のモデルとなりえ、域内での横展開を容易にする観点で、工業団地運営事業者及び工業団地立地国の脱炭素化に向けて取り組む姿勢や、取組のインパクト（脱炭素関連投資額、CO2削減量）、立地する日系企業の数や集積度合などを総合的に考慮すること。

また、ケース分析を行う際は、再エネ調達環境など、必要な脱炭素手段の利用可能性に大きく影響する制度整備の現状と今後の見通しなどについても調査・分析を行う観点で、当該工業団地が立地する国での政府関係者や国営電力会社などの関係者にもヒアリングを行うとともに、各種課題に対応した関係者の具体的な取組についても整理を行う。

（３）レポート及びその概要資料の作成と関係者への発表

工業団地運営者、工業団地に入居する日系企業、脱炭素技術提供者、及び政府関係者等の関係者に広く共有することを目的とし、（１）（２）にて実施した調査・分析した内容をレポート及び概要資料（パワーポイント形式で10枚程度）の形でまとめる。また、AZEC関連イベント等において、日本及びASEAN各国の関係者の前で、レポート等の発表を行う（出張は最大２回、オンラインでの実施も可）。

3. 留意事項

- （１）応募書類上にて、どの国・工業団地を調査・分析する予定かを理由とともに必ず明記すること。また、ヒアリング先として想定する企業等も、選んだ理由及びヒアリング時に行う質問の概要を明記すること。
- （２）本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課ともよく連携すること。
- （３）事業の進捗状況については、原則１か月に１度はAMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー

ギー庁長官官房国際課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

4. 成果物

(1) 以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語、一部英語）：

- ・ 2. (1)、(2) によって整理されたCN工業団地を検討する上での視座・要素、課題、必要な取組等（詳細なケース分析含む）
- ・ 2. (3) のレポート及びその概要資料（日本語・英語）、及びセミナー開催報告（実施概要等）

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：2024年11月29日（金）

(4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

① （一財）海外産業人材育成協会

経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ

東京都足立区千住東1-30-1

TEL：03-3888-8213

② 経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-0598

5. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1件

(4) 契約期間：契約日（2024年3月頃予定）より2024年11月29日までとする。

(5) 予算規模：43,000,000円（消費税を含む）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む）の50%以上の委託業務を、同一グループ内の現地法人を除く第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

(7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振

込)。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2024年2月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

7. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争への参加を希望する場合は、2024年2月29日（木）午後3時【必着】までに公募申請書をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2024年2月29日（木）午後3時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2024年3月4日（月）午後4時まで
に、公募への参加の意思表示をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2024年3月8日（金）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用し提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会

経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ

担当：鮎合（あいごう）、木戸（きど）

E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

（１）公募申請書

（２）企画提案書

- ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
- ②様式第2 類似業務経験
- ③様式第3 業務支援体制
- ④様式第4 作業計画・要員計画
- ⑤様式第5 受託業務費見積書

（３）会社概要（事業概要）書

（４）直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）

（５）登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）

（６）2024年2月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)

※（１）、（２）は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）

10. 審査方法

（１）提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

（２）審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

（３）応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

経済連携推進部 AMEICC事務局支援グループ

E-mail: kobo-ameshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。

以上